

後期高齢者医療保険

その1

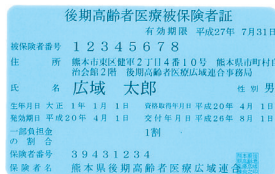
新しい保険証と認定証が届きます

保険証の更新時期です

現在お持ちの保険証（オレンジ色）の有効期間は、平成26年7月31日までです。

新しい保険証（水色）は7月中旬に簡易書留で郵送しますので、平成26年8月1日からは新しい保険証をお使いください。

新しい保険証（水色）に記載してある一部負担金の割合は、平成26年度の住民税の課税所得をもとに判定しています。



限度額適用・標準負担額減額認定証も新しくなります

■更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」（オレンジ色）は、平成26年7月31日で有効期間が切れます。新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）は7月中旬に保険証と一緒に簡易書留で郵送します。8月1日からはこの認定証をご使用ください。



■新規申請について

所得区分Ⅰ・Ⅱ（下表）に該当し、入院および高額な外来診療を受ける人は、市役所国保ねんきん課（8-1窓口）か各支所市民福祉課（鏡支所は健康福祉課）に申請してください。

※現役並み所得者、一般所得者の人は対象となりません。

■申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証・印かん



入院・外来時の自己負担額と入院時の食事代

所得区分	入院時の自己負担限度額（月額）	外来時の自己負担限度額（月額）	入院時の食事代（1食当たり）
現役並み所得者（※1）	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円	260円
	4回目から44,400円		
一般所得者（※2）	44,400円	12,000円	260円
区分Ⅱ（※3）	24,600円	8,000円	過去12か月で90日までの入院 210円
			過去12か月で91日目からの入院 160円（※5）
区分Ⅰ（※4）	15,000円	8,000円	100円

- ※1 同一世帯の後期高齢者医療被保険者に課税所得が145万円以上の人がいる場合
- ※2 現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の人
- ※3 被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の人（区分Ⅰ以外の人）
- ※4 被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人
- ※5 入院期間が91日目以降は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

- ▼新しい保険証・認定証が届きます
- ▼平成26年度の保険料が決定
- ▼一定の障がいがある人は65歳から加入できます

問合せ
 国保ねんきん課
 後期高齢者医療係
 ☎33-4490

平成26年度の保険料が決定

平成26年度の保険料が決定しました。7月中旬に保険料額決定通知書を郵送します。新規に後期高齢者医療保険に加入した人は、これまで加入していた保険の種類、加入時期で保険料の支払方法や支払時期が違います。

会社などに勤めている人に扶養されていた人は軽減されます

後期高齢者医療保険に加入する直前に被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合など）の被扶養者だった人には、保険料の軽減があります。当分の間は均等割額が9割軽減され、所得割は加算されません。

納付方法



- ・特別徴収（年金からの差引き）と普通徴収（口座振替か納付書による納付）があります。
- ・納付方法は、受給する年金額や保険料によって決定します。
- ・申出により特別徴収（年金からの差引き）を口座振替へ変更することもできます。ただし、これまでの後期高齢者医療保険料の納付状況から変更を認められない場合があります。

～ 保険料額の計算方法 ～

$$\text{均等割額 } 47,900 \text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 33 \text{万円}) \times 9.26\%$$

（均等割額…全ての被保険者が負担する金額 ※所得が低い人は均等割額と所得割額が軽減
 所得割額…所得に応じて負担する金額 ※最高限度額 57万円）

一定の障がいがある人は65歳から加入できます

障害認定

65歳から74歳までの人で、「一定の障害」があると認定を受けることで、後期高齢者医療保険に加入することができます。この認定を受けることを「障害認定」といいます。「障害認定」は本人の希望により行われるもので、75歳の誕生日前であれば、いつでも「障害認定」を撤回することができます。

保険料や医療費はどのようになるの

後期高齢者医療保険の保険料を負担することになります。所得区分が前ページの区分表で「一般」・「区分Ⅰ、Ⅱ」に該当する人は、医療機関などでの自己負担割合が1割になります。

手続き

今までの保険はどのようになるの

次のものを持参し、相談にお越しください。

障害認定を受け、後期高齢者医療に加入する場合は、今まで加入していた医療保険（国民健康保険、協会けんぽ、健保組合、共済組合など）を脱退する必要があります。



- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書（障害年金のもの）のいずれか
- ・現在使用している保険証
- ・印かん
- ・預金通帳



< 障害認定基準 >

区分	障害認定が受けられる障害の基準
障害基礎年金	1級・2級に該当するとき
身体障害者手帳	1級・2級・3級に該当するとき
療育手帳	4級のうち音声機能や言語機能の障害があるとき
精神障害者保健福祉手帳	4級のうち下肢障害で「両下肢のすべての指を欠くもの」に該当するとき
	4級のうち下肢障害で「1下肢を下肢の2分の1以上で欠くもの」に該当するとき
	4級のうち下肢障害で「1下肢の機能の著しい障害」に該当するとき
	A1・A2に該当するとき
	1級・2級に該当するとき